

道州制基本法骨子案について

* 堺屋案による「道州制基本法」(仮称)(2009《平成21年》年通常国会に、政府案として上程)および、2018《平成30》年に「道州制法」(仮称)を予定する案に賛成し、前者の内容および、その前後の推進事項に関する要討議事項を提示する。(金子仁洋氏他)

* 道州制基本法の骨子となるべき事項については、今後、地方の意見も反映しつつ、当懇談会において検討を進め、最終報告書に記載する。(河内山哲朗氏他)

⇒ 「政局を考えながら、臨機応変に対応しなければならない。(金子氏、堺屋氏) また、道州制論議が速度を速めることによって、地方分権を後押しすることにもなり、また来年の通常国会に政府案として上程するかどうかは別として、世論喚起の梃子となることから考えて、「骨子案」を作成しておくことには意義がある。(金子氏、篠崎氏)」(前々回のビジョン懇談会における大勢の意見⇒(12月22, 24, 25, 26日の審議実施となる)

* 「道州制基本法は、中間報告の内容に即して構成されるべきである」(川口文夫氏ほか前回の多数意見)

道州制基本法骨子案

(以下の目的と理念は、「中間報告」から抽出した)

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、わが国の中央集権体制を転換し、時代に適応した新しい国のかたちをつくることを目的とする。

- 1、繁栄の拠点を多極化し、日本全体を活性化させるために、「道州制」を国の統治体制とすること。
- 2、国際競争力を強化するとともに、地域の経済・財政基盤を確立し、わが国を経済大国として世界の主要なプレーヤーとして存在しつづけることを可能にすること。
- 3、全国一律、画一的規格基準の中央集権体制を廃し、国の機能を国政にふさわしい分野に限定するとともに、自治立法権、自治行政権、自治財政権を十分に備えた地域政府を確立し、地域住民本位の地域づくりをおこなうこと。
- 4、受益者と負担者と決定者の距離が近くなる新たな国のかたちをつくることによって、地域住民のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営を可能にすること。
- 5、諸機能の各地域への分散と分担を図ることで、国家リスクを分散し、わが国全体の安全性を強化することが可能となること。

第二章 基本理念 (基本理念)

第二条

ここでいう「道州制」とは、次に掲げる事項を満たす新しい国のかたちをいう。

- 1、地方分権を極限まで推進し、かつ、国民が主体的にかかわりつつ、国民の意向を十分に重視して、現在の中央集権体制というかたちを改め、自己決定・自己責任のもと、地域が主体となって、自立した行政システムを確立し、地域住民のニーズ、切実な要望にきめ細かく応えられる統治体制に改めること。
- 2、国民一人ひとりが自助の精神をもち、地域の政治・行政に主体的に参加し、みずからの総意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行なえる統治体制であること。
- 3、補完性の原則、近接性の原則に基づき、地域住民が行なえることは地域住民が、地域住民が行ない得ないことを基礎自治体が、基礎自治体が行ない得ないことを道州が、道州が行ない得ないことを国が行なう統治体制であること。
- 4、国の権限や機能が真に国家としての存立に必要な分野に限定される統治体制であること。また、国と道州と基礎自治体は上下関係ではなく、平等の役割分担の統治体制であること。
- 5、既存の国の地方出先機関や都道府県の合併、再編を前提とせず、真に地域の生活や振興、地域住民が納得し満足する国のかたちを形成する統治体制であること。
- 6、国、道州、基礎自治体は、それぞれの役割に応じた財政需要を賄うに足る税源を持ち、また、道州間の財政調整にも配慮すること。

第三章 スケジュール

(各委員の主な発言)

- ・ 内閣は「道州制実施法」を制定（堺屋太一氏）
- ・ 道州制推進法（篠崎由紀子氏）
- ・ 政府による本格的検討機関の設置（篠崎氏）
- ・ 地方での公聴会や世論調査、世論形成（村上仁志氏、河内山氏）
- ・ 道州制特区推進法の活用と改正（金子氏）
- ・ 内政基本法の制定（金子氏）
- ・ 道州と基礎自治体の関係（芦塚日出美氏）
- ・ 道州制準備本部の設置（堺屋氏）
- ・ 道州制準備本部設立事務局の設置（堺屋氏）
- ・ 道州制準備本部の設置（堺屋氏）
- ・ 第三者からなる顧問会議の設置（堺屋氏）
- ・ 各道州に「道州制移管事務局」の設置（堺屋氏）

等

*本日、議論していただきたいこと

区割りの検討に関する基本方針

(親会委員の主な発言)

- ・ 東京をどうするか（堺屋氏）
- ・ 国が一方的に決めるべきではない（村上氏）
- ・ 文化・歴史、社会経済活動や住民生活の実態、交通体系の整備状況など考慮すべき（村上氏）

(専門委員会での検討状況)

- ・ ①経済的、財政的自立が可能な規模
- ・ ②住民が帰属意識を持てる地理的一体性

- ③歴史・文化・風土の共通性
 - ④生活や経済面での交流
 - ⑤官民の広域ブロックの各種既存単位
- (矢田「区割り基本方針検討委員会」委員長私案)

税財政制度の検討に関する基本方針
(専門委員会での検討状況)